					MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下
				ウ　ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
			ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満		任意の一〇〇kHz幅で（一）四八・八デシベル以下の値
			イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下		任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値
陸上移動中継局	八一五MHzを超え八五〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満		任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
			イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下		任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第四十九条の六の三第一項中「次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ハ、陸上移動中継局にあつては第二号ハに限る。）の条件」を「次に掲げる条件」に改め、同項の表及び同条第二項中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四十九条の六の四第一項中「次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ハ、陸上移動中継局にあつては第二号ハ及びニに限る。）の条件」を「次に掲げる条件」に改め、同項の表及び同条第二項中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四章中第四節の三の二を第四節の三の三とし、第四節の三を第四節の三の二とする。

第四十九条の六を次のように改める。

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

第四十九条の六　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

二　送信装置の条件

隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する値に適合すること。

2　前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二　基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三　陸上移動局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。

四　陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五　基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

六　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

3　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄及び下欄に掲げる周波数の電波を対として使用するものは、前二項の規定にかかわらず、第一項各号及び次の各号に定める条件（陸上移動中継局の無線設備については、第一項第二号に限る。）に適合するものでなければならない。